

## 船内巡視実施要領

### 1. 巡視時間

出港直後及び、航海中の一定の時期（巡視の実施の間隔は原則として4時間以内とすること。）  
に行うものとする。

また荒天に遭遇した場合、危険物を運送する場合その他必要がある場合には、定期の巡視の他  
船長の指示により適宜巡視を行うものとする。

### 2. 巡視者

船長は、巡視者をあらかじめ明確に定め、本人に周知させる措置を講ずるものとする。

巡視にあたり注意すべき事項異常が発生した場合の措置その他要事項について十分教育を行うもの  
とする。

### 3. このほか非常脱出通路昇降階段及び出入口に、避難の際障害となる物品が放置されていないこと 並びに標識が完全なことを点検するとともに、防火扉の開閉状況及び消火装置の点検を行うものと する。

なお巡視にあたっては、火災予防のほか旅客及び船舶の安全を図るための点検も行うことが望ましい。  
さらに機関室における火災予防については、機関部担当者により万全を期することが必要である。

### 4. 異常がある場合の措置

巡視者は異常を発見した場合、必要ある措置をとり、かつ船長に通報することとする。

急迫した危険があるときは直ちに応援を求め危険の除去に努めるとともに船長に連絡するもの  
とする。

### 5. 記録

巡視者は、巡視時間、巡視場所、点検事項結果等必要な事項を巡視記録簿に記録し、これに  
署名し、船長に報告するものとする。船長は巡視記録簿により船内巡視状況を把握するものと  
する。

### 6. 旅客フェリー及び小型高速船の船内巡視経路及び巡視場所は、次のとおりとする。

汽船 ニューおおしま 3 ・ ニューおおしま 7 ・ ニューおおしま 8

巡視経路	1	2	3	4
巡視場所	操舵室	客室	後部甲板	便所

汽船 おおしま

巡視経路	1	2	3	4	5	6	7
巡視場所	倉庫	車両甲板	便所	非常集合場所	遊歩甲板	客室	賄場所・LP ガス